

## ① 騒音の規制地域、規制基準等について

### 1 特定工場等において発生する騒音の規制地域及び規制基準

騒音規制法第3条の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制地域を次のとおり定めるものです。

※「特定工場等」とは、特定施設を設置する工場又は事業場のことをいいます。

※「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、金属加工機械や送風機など著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるものをいいます。

都市計画法	騒音規制法			
用途地域	規制地域	規制基準（単位：dB）		
市が指定	市が指定	昼間	朝・夕	夜間
		午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで及び 午後7時から 午後10時まで	午後10時から翌日 の午前6時まで
第1種低層住居 専用地域	第1種区域	45	40	40
第2種低層住居 専用地域				
田園住居地域				
第1種中高層住居 専用地域	第2種区域	55	45	40
第2種中高層住居 専用地域				
第1種住居地域				
第2種住居地域				
準住居地域	第3種区域	65	60	50
近隣商業地域				
商業地域				
準工業地域	第4種区域	70	65	63
工業地域				
工業専用地域				

#### 備考

- 工業専用地域は、当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50mの範囲内の区域に限る。
- 第1種区域又は第2種区域に接する第4種区域の当該接する境界線から当該第4種区域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表の第4種区域の基準にかかわらず、昼間にあっては65デシベル、朝夕にあっては60デシベル、夜間にあっては55デシベルとする。
- 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所、図書館並びに特養老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準（第2種区域の夜間の基準を除く。）から5デシベルを減じた値とする。
- 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・農林省・通産省・運輸省告示1号）」に国（環境省）の基準が示されており、今回の本市の基準は当該基準に準拠しています。

## 2 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号）別表第1号の規定に基づき、規制区域を定めるものです。

※「特定建設作業」とは、建設工事として行なわれる作業のうち、さく岩機を使用するなどの著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるものをいいます。

都市計画法	騒音規制法						
用途地域	規制地域	規制基準					
市が指定	市が指定	区分	作業敷地境界線での騒音の大きさ	作業のできない時間	1日の作業時間	同一場所における作業時間	日曜日、休日における作業
第1種低層住居専用地域	第1種区域	第1号区域	85dBを超えないこと	午後7時から翌日午前7時	10時間を越えないこと	連続して6日を越えないこと	禁止
第2種低層住居専用地域							
田園住居地域							
第1種中高層住居専用地域							
第2種中高層住居専用地域							
第1種住居地域	第2種区域						
第2種住居地域							
準住居地域							
近隣商業地域	第3種区域						
商業地域							
準工業地域							
工業地域	第4種区域	第2号区域	85dBを超えないこと	午後10時から翌日午前6時	14時間を越えないこと		
工業専用地域							

### 備考

- 工業専用地域は、当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50mの範囲内の区域に限る。
- 第1号区域及び第2号区域は、それぞれ次に掲げる区域をいいます。
  - 第1号区域 第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全域、並びに第4種区域で学校、保育所、病院や診療所、特養老人ホームの概ね80m以内の区域
  - 第2号区域 第1号区域以外の区域
- 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号）」に国（環境省）の基準が示されており、今回の本市の基準は当該基準に準拠しています。

### 3 自動車騒音の限度を定める区域

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）別表の備考の規定に基づき、自動車騒音の限度に係る区域を定めるものです。

都市計画法	騒音規制法			
用途地域	区域	自動車騒音の限度（単位：dB）		
市が指定	市が指定	区域区分	昼間	夜間
			午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から翌日 の午前 6 時まで
第 1 種低層住居 専用地域	a 区域	1車線道路に面 する区域	65	55
第 2 種低層住居 専用地域				
第 1 種中高層住居 専用地域		2車線以上の道 路に面する区域	70	65
第 2 種中高層住居 専用地域				
田園住居地域				
第 1 種住居地域	b 区域	1車線道路に面 する区域	65	55
第 2 種住居地域		2車線以上の道 路に面する区域	75	70
準住居地域				
近隣商業地域	c 区域	車線を有する道 路に面する区域	75	70
商業地域				
準工業地域				
工業地域				

備考

- 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年3月2日総理府令第15号）」に国（環境省）の基準が示されており、今回の本市の基準は当該基準に準拠しています。